

令和3年4月1日以後開始連結事業年度等分  
個別帰属額届出用

別表七の二付表一  
令三・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書		連 事 業 年 度	.	.	法人名	
連 結 欠 損 金 当 期 控 除 額 の 計 算						
控除前連結所得金額 (別表四の二「46の①」)		1	円 連結所得金額控除限度額 (1) × $\frac{50\text{又は}100}{100}$		2	円
発生連結事業年度	控除未済 連結欠損金額 (別表七の二「1」) (別表七の二「2」)	特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額 当該発生連結事業年度の(12)と((2)ー当該発生連結事業年度前の(8)の合計額)のうち少ない金額	当期控除額 当該発生連結事業年度の(6)と((2)ー当該発生連結事業年度前の(8)の合計額ー当該発生連結事業年度の(5))のうち少ない金額	非特定連結欠損金当期控除額の計算 (3)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額 当該発生連結事業年度の(6)と((2)ー当該発生連結事業年度前の(8)の合計額ー当該発生連結事業年度の(5))のうち少ない金額	連結欠損金当期控除額 (5)+(7)	連結欠損金当期控除額 (5)+(7)
	3	4	5	6	7	8
	円	円	円	円	円	円
連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 計 算						
連 絡 法 人 名		特 定 連 絡 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 計 算				
発生連結事業年度	控除未済連結欠損金個別帰属額 (前期の(20)又は(28)又は別表七の二付表二「21」)	特定のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 (前期の(14)又は別表七の二付表二「21」の内書)	調整前当期控除額 当該発生連結事業年度の(10)と(別表四の二付表「46の①」ー当該発生連結事業年度前の(19)の合計額)のうち少ない金額	各連結法人の特定連結欠損金個別帰属額の合計額 各連結法人の(11)の合計額	特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (5) × $\frac{(11)}{(12)}$	特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (10) - (13)
	9	10	11	12	13	14
	円	円	円	円	円	円
【No.2】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。						

【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。

計						
発生連結事業年度	非特定連結欠損金個別帰属額の計算 (9)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額の合計額 (9) - (10)	各連結法人の非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 各連結法人の(15)の合計額	非特定連結欠損金の当期控除額 各連結法人の(16)の合計額 (7) × $\frac{(15)}{(16)}$	非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (15) - (17)	連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (13) + (17)	連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (14) + (18)
	15	16	17	18	19	20
	円	円	円	円	円	円
計						

連 結 欠 損 金 当 期 発 生 額 に 係 る 個 別 帰 属 額 の 計 算						
連 結 欠 損 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円	連 結 欠 損 金 の 繰 戻 し 額 (別表七の二「3の当期分」)	25	円	
個 別 欠 損 金 額 (別表四の二付表「55の①」)	22		各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額 (各連結法人の(24)の合計額)	26		
各連結法人の個別欠損金額の合計額 (各連結法人の(22)の合計額)	23		連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 (24) × $\frac{(25)}{(26)}$	27		
連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 (21) × $\frac{(22)}{(23)}$	24		連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の翌期繰越額 (24) - (27)	28		